

## 生涯スポーツ事業等実施に伴う嵐山町体育施設の利用条件緩和について

令和3年10月21日

生涯スポーツ事業等実施に伴う嵐山町体育施設の利用について、利用者の健康増進及び利便性向上を目的として、新型コロナウイルス感染感染拡大の影響による利用条件を令和3年11月1日より下記のとおり緩和します。

**【対象団体】** 地方公共団体、教育委員会、スポーツ(体育)協会、スポーツ少年団、スポーツ推進委員団体、各教育機関(保育園等含む)、町内各行政区、町内企業、町内公共的団体、町内登録団体等

**【対象事業】** 大会、講習会、2団体以上での練習試合や合同練習、地域コミュニティ事業等のうち、特定の参加者のみが会場に立ち入る事業

※大人数もしくは不特定の参加者が会場に立ち入る事業は対象外

- 【利用条件】**
- (1) 別紙「感染防止対策確認シート」各項目及び主催者が設定した感染症防止対策を遵守するとともに、業種別ガイドライン及びスポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン(公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本障がい者スポーツ協会作成)も参考に感染症防止に努めること。
  - (2) 感染症防止対策及び遵守事項等は主催者のみならず、参加者、関係者等にも周知、徹底すること。
  - (3) 事業関係者(参加者含む)の情報\*をとりまとめ、少なくとも1か月保管すること。  
※「嵐山町体育施設 感染防止対策確認シート」参照
  - (4) 施設管理者が決めたその他の措置を遵守し、施設管理者の指示に従うこと。

**【注意事項】** 社会状況の変化等により、予告なく施設利用を変更または中止する場合がありますので予めご了承ください。

### 【問合せ】

嵐山町教育委員会事務局 生涯学習担当  
埼玉県比企郡嵐山町大字杉山1030番地1

TEL 0493(62)0824(直)

FAX 0493(62)0715

e-mail r-kyouiku02@town.ranzan.saitama.jp